

岐阜県公報

号外 (2) 平成二十五年十一月一日

目 次

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

施行規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

(同)

二 一

ページ

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十一月一日

岐阜県人事委員会
委員長 廣瀬英二

岐阜県人事委員会規則第十九号

人事委員会規則

職員の任用に関する規則 (昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号) の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁課長の欄中「検査監」を「検査監
財務会計システム調整監」に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十一月一日

岐阜県人事委員会規則第二十号

岐阜県人事委員会
委員長 廣瀬英二

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三知事の部本庁の項中「水資源企画監」の下に「財務会計システム調整監」を加える。

附
則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月一日

岐阜県人事委員会
委員長 廣瀬英一

岐阜県人事委員会規則第二十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

附
則

この規則は、公布の日から施行する。